

2018年6月20日

各 位

会社名 株式会社だいこう証券ビジネス
 代表者名 代表取締役社長 御園生 悅夫
 (コード: 8692 東証第一部)
 問合せ先 執行役員総合企画部長 大矢光一
 (電話番号 03-5665-3137)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2018年7月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 39,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 589 円
(4) 処分総額	23,088,800 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役のうち業務執行取締役 5 名 30,700 株 当社子会社の取締役 2 名 8,500 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月16日開催の取締役会において、当社の取締役のうち業務執行取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する企業価値の持続的な向上に向けた長期のインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役及び当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社をあわせて、以下「対象会社」といいます。）の取締役（以下、「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2017年6月21日開催の第61期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額3,000万円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき対象会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対し発行し又は処分する普通株式の総数は、年 110,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、① 対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、対象会社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、譲渡制限付株式取得の出資財産として支給する金銭債権の合計は金銭報酬債権合計 23,088,800 円（以下「本金錢報酬債権」といいます。このうち、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の合計は 18,082,300 円です。）、当社が処分する普通株式の数は 39,200 株（このうち、対象取締役に対する本割当株式の数は 30,700 株です。）とすることにいたしました。また、本制度は、従来採用していたストック・オプション制度と同様、当社の企業価値向上を図るための長期のインセンティブとして位置付けると共に、株主価値の共有化を図ることを目的としており、譲渡制限期間は 30 年間とし、この期間中に、対象取締役等が対象会社それぞれの取締役を任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合は退任後速やかに譲渡制限を解除することとしています。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 7 名が対象会社に対する本金錢報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社が対象取締役等との間において締結する予定の本割当契約の概要は、以下の通りです。

- (1) 譲渡制限期間 2018 年 7 月 19 日～2048 年 7 月 19 日
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあること、当社子会社の取締役の場合は、継続して当該子会社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、全株式について譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

対象取締役等が、上記 (2) で定める各々の地位を任期満了もしくは定年その他の正当な理由

(ただし死亡を除く)により退任した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、その時点における全株式について譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象取締役等の死亡後、6ヶ月以内に当社に対して所定の届出があることを条件に、当社の取締役会が別途決定した時点をもって、その時点における全株式について譲渡制限を解除する。

(4) 当社による本割当株式の無償取得

上記(3)に定める任期満了又は定年その他の正当な事由以外の理由で退任した場合等において、譲渡制限が解除されない本割当株式については、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後をもって当社は当然に無償で取得する。

(5) 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結し、また、当社は対象取締役等から当該譲渡制限等の内容につき別途同意を取得するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

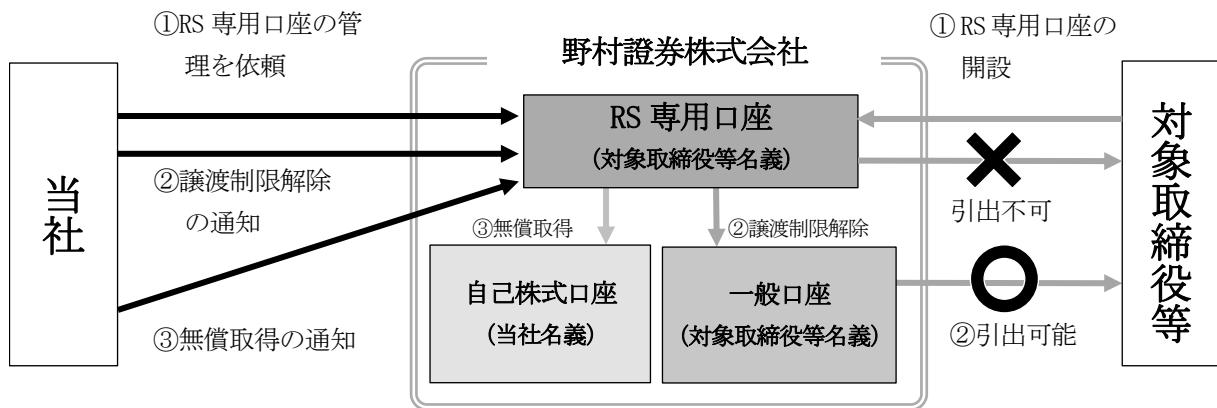
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株数の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、本制度に基づく自己株式処分として行われるもので、そのため、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2018年6月19日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である589円としております。本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行(自己株式の処分を含む。以下同じ。)を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前の価額を基準として決定することとされており、また、算定期に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社の企業価値を最も適切に表すものであり、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格として合理性があると判断したためであります。なお、この価額は東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の1ヶ月(2018年5月20日から2018年6月19日まで)終値単純平均値である599円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。)からの乖離率△1.67%(小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。)、3ヶ月(2018年3月20日から2018年6月19日まで)終値単純平均値である615円からの乖離率△4.23%、及び6ヶ月(2017年12月20日から2018年6月19日まで)終値単純平均値である660円からの乖離率△10.76%となっておりますが、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

上記処分価額につきましては、当社監査役 4 名全員（うち社外監査役 3 名）は、本自己株式の処分は、処分価額が取締役会決議日の直前営業日の終値であることから、払込金額は処分先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

（ご参考）【本制度における譲渡制限付株式（RS）の管理フロー】



以上